

別表第3（第2条関係）

4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部において「法」という。）に基づく事務に係る手数料

名称	事項	金額	
1 建築物 エネルギー消費性能適合性判定手数料	法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	
		(1) 非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この部において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この部において同じ。）のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 201,000円
		(2) (1)以外の非住宅部分の場合	ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この部において「省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下この部において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標

	<p>準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この部において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この部（5の項を除く。）において同じ。）による場合</p>	145,700円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円
	<p>イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この部（5の項を除く。）において同じ。）による場合</p>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メ

			一ト未満のもの 646,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円
2 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円 当該部分の床

		面積の合計が 25,000平方メ ートル以上の もの 141,000 円	
(2) (1) ア	(1) モデル建物法による場合 以外の非 住宅部分 の場合	当該部分の床 面積の合計が 300平方メー トル以上2,000平 方メートル未 満のもの 102,100円	
		当該部分の床 面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル 未満のもの 165,100円	
		当該部分の床 面積の合計が 5,000平方メー トル以上 10,000平方メ ートル未満の もの 216,000 円	
		当該部分の床 面積の合計が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの 260,000 円	
		当該部分の床 面積の合計が 25,000平方メ ートル以上の もの 305,000 円	
	イ	標準入力法等による場合	当該部分の床 面積の合計が 300平方メー トル以上2,000平 方メートル未 満のもの 257,100円
			当該部分の床

					面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル 未満のもの 366,700円
					当該部分の床 面積の合計が 5,000平方メー トル以上 10,000平方メ ートル未満の もの 453,000 円
					当該部分の床 面積の合計が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの 535,000 円
					当該部分の床 面積の合計が 25,000平方メ ートル以上の もの 610,000 円
3 建築物 エネルギー 消費性 能向上計 画認定申 請手数料	法第30条 第1項の 規定に基 づく建築 物エネル ギー消費 性向上 計画の認 定の申請 に対する 審査	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第2の1の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の3の項又は4の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)			
		(1) 申請 に併せて 法第30条 第1項各 号に掲げ る基準に 適合して いること を示す書 類として 市長が定 めるもの が提出さ れた場合	ア 一戸建て住宅 イ ア以外 の建築物	5,100円 (ア) 住戸 ごとの申 請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円
			(イ) 一の 建築物の 申請の場 合	a 住宅部 分(法第11 条第1項	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの 9,700円

		合	に規定する住宅部分をいう。以下この部において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円			
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円			
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円			
				b 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円		
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円			
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円			
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円			
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円			
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円			
			(2) (1) ア以外の場合	イ	ア以外の建築物	(ア) 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
							当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
						当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円	
						当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円	
						(イ) 一の建築物の	a 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

			申請の場合		69,100円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 281,000円	
				b 非住宅部分	(a) モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,100円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円
						当該部分の床面積の合計が

						25,000平方メートル以上のもの 435,000円
					(b) 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 227,100円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円
						当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円
4 建築物エネルギー消費性能向上計	法第31条第1項の規定に基づく建築	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第2の1の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当				



画変更認定申請手数料	物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	該部分ごとに同表の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の3の項又は4の項に掲げる額の手数料を加えた額)	ア 一戸建て住宅 3,700円		
			イ ア以外の建築物	(ア) 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円
					当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円
					当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円
					当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 57,000円
			(イ) 一の建築物の申請の場合	a 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 57,000円
				b 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル未満のもの 90,000円					
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円				
	当該部分の床面積の合計が				

				25,000平方メートル以上のもの 141,000円	
	(2) (1) ア	一戸建て住宅 以外の場 合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 24,200円		
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 27,000円		
	イ	ア以 外の建 築物	(ア) 住戸 ごとの申 請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 48,500円	
				当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円	
				当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円	
				当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 197,000円	
	(イ)	一の 建築物の 申請の場 合	a 住宅部 分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 48,500円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 197,000円	
b 非住宅 部分			(a) モデ ル建物法 による場 合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 61,100円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円	

					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 216,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 260,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 305,000円
				(b) 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 159,100円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 453,000円

						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000円
						当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 610,000円
5	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
			(1) 申請	ア 一戸建て住宅	5,100円	
			イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円
				(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円	
			(2) (1) 以外の場	ア 一戸建て住宅		
				(ア) 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ		
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円	

			(1)に定める基準をいう。)による場合	
			(イ) モデル住宅法(省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,700円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,100円
			(ウ) 仕様基準(省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この部において同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,700円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,100円				
	イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	a 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下この部において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,100円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 281,000円

				b フロア 入力法（省 令第1条 第1項第 2号イ （2）（ii） 及び同号 ロ（2）に 定める基 準をいう。 以下この 部におい て同じ。） による場 合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの 33,100円	
					当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの 58,000円	
					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のも の 104,000円	
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のも の 157,000円	
					c 仕様基 準による 場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの 33,100円
						当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの 58,000円
						当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のも の 104,000円
						当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のも の 157,000円
				(イ) 非住 宅部分	a モデル 建物法（一 次エネル ギー消費 量の算出 に用いる べき標準 的な建築 物を用い て評価す る方法を いう。）に よる場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの 87,100円
						当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの 145,700円
						当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のも の 235,700円
						当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の もの 309,000円
当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の もの 371,000円						
当該部分の床面積の合計が						

					25,000平方メートル以上のもの 435,000円
				b 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 227,100円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円
6	建築物のエネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更になることの証明手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更になることの証明	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		
			(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円
					当該部分の床面積の合計が

		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 113,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円
(2) (1)	ア モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円
以外の非住宅部分の場合		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 216,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 260,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 305,000円
	イ 標準入力法等による場合	当該部分の床



			面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 453,000円
			当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 535,000円
			当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 610,000円

備考

- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この部において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この部の1の項(1)の規定により算出した額とする。
- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この部の2の項(1)の規定により算出した額とする。
- (3) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の

変更が軽微な変更該当していることの証明手数料（以下この部においてこれらを「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱う。

- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
- (5) 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- (6) 法第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。
- (7) 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- (8) 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この部の3の項の規定により算出した額とする。
- (9) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この部においてこれらを「向上計画認定申請手数料等」という。）について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
- (10) 向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。
- (11) 向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- (12) 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。
- (13) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。
- (14) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。